



2025年1月14日

マイナンバー・マイナンバーカードと犯罪対策

弁護士 中崎隆

自己紹介

経歴

大手法律事務所

経済産業省に出向 — 割賦販売法改正等の立案、監督の基本方針の作成等

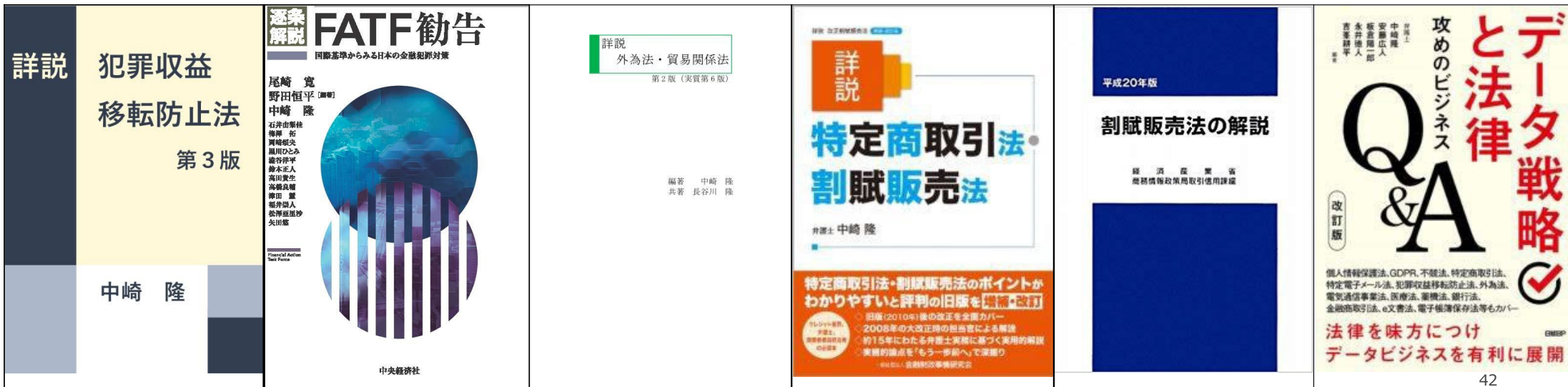
大手インターネットサービス業者 広告・データ事業法務部の責任者等

現在、株式会社bitFlyer 法務部長

専門 — 金融、ネット・広告分野や、外国企業との提携等が専門

英語 — 英検1級 TOEFL 113/120 TOEIC 975/990

書籍 — 『詳説犯罪収益移転防止法』(2023年、実質7版) 『詳説外為法・貿易関係法』(2023年、実質6版) 『逐条解説FATF勧告』、『キャッシュレス決済』(共著)、『データ戦略と法律』(共著)など多数。



第1 犯罪対策とマイナンバーカード

— 公的個人認証を活用せずに犯罪組織と戦えるか —

犯罪対策の観点

- 毎年、多数の詐欺等の犯罪が行われ、国として、兆円単位の被害？
- 1件の詐欺事件で、1200億円超の被害が出ているケースも報道。
- 銀行預金についても、ネットバンキング等での被害が増大。
- クレジットカードの被害も増大。

→ 適切な犯罪対策を行うことが、被害者救済だけでなく、経済政策としても有用。

特に信用 (trust) を裏切る犯罪の横行は、社会基盤を揺るがす

- 詐欺罪
- 文書偽造罪・行使罪
- 不正アクセス罪

詐欺/文書偽造の例： 55億円の詐欺事件

- 事件としては、積水ハウス社が、55億円を、騙し取られた事件
- 10人が、詐欺、偽造文書行使罪等で、有罪判決（刑事）
- 地面師らに、10億円の損害賠償を命じる判決（民事）

使われた手口 — 各種書類の偽造（病に伏せていた権利者）

- パスポート、印鑑登録証、権利証、健康保険証等を偽造
- 偽造パスポートを使って、役所を騙し、印鑑登録の亡失の届出
- 役所を騙し、偽の印鑑について新たに印鑑登録をする改印手続
- 当該印鑑等を用いて、役所を騙し、不動産の全部事項証明書、戸籍、住民票、印鑑登録証明書及び固定資産評価証明書等を取得
- 銀行を騙し、不動産の権利者に成りすました一人（偽E）が、E名義で預金口座を開設。
- 本人との不動産売買契約書を偽造し、役所を騙し、移転の仮登記



5 5億円の詐欺が可能に。

（権利者が気づいていなかったら、本登記もされ、不動産が奪われていた可能性大。）

犯罪組織が跋扈する時代

- 帰責性のない所有者も、不動産の所有権を奪われてしまう時代
- 自分名義の預金口座を第三者が勝手に作ってしまう時代。預金口座を乗っ取られる時代。
- 取引相手について、[仮]登記や、身分証・印鑑登録等を信頼できない時代
- 犯罪者が、犯罪者であるとわからないよう戸籍上の名前を変える時代

- 法人の実質的支配者（＝犯罪者）自身は代表者とならず、他の者を代表者にして取引をする時代
- 被害財産の回復は著しく困難な時代（被害者は泣き寝入りし、犯罪組織が跋扈。）

→ 何を信用できるのか。信用の基盤が、今まで以上に必要。

取引・手続を行う場合には、信用（トラスト）が大事

■ ①取引・手続の相手方は誰か？

- 相手方が本当に相手方が主張する者なのか？（本人性、本人属性等情報の正確性）

■ ②詐欺でないか。取引の履行意思・能力はあるか。

- 取引対象物が、相手に帰属しているのか。（不動産の権利者？）
- 取引相手に財産はあるか。信用はあるか。

■ ③相手方は反社か、制裁対象者か、犯罪歴がないか、破産歴がないか、成年後見人か。

■ ④相手方の実質的支配者は誰か。

取引や手続きの相手を確認するために、様々な法律で、本人確認を義務化

■ ① 役所による本人確認

- 住民基本台帳法、デジタル手続法等

■ ② 民間による本人確認

- 犯罪収益移転防止法 － 銀行、金融機関、カード会社等
- 外為法 － 外国送金等を取り扱う銀行、資金移動業者、証券会社 等
- マイナンバー法 － マイナンバーの取扱いを行う雇用主、業務委託元など
- 古物営業法 － 古物の販売を行う古物事業者、オークション事業者など
- 携帯電話本人確認法 － 携帯電話業者、レンタル業者など
- 国民健康保険法 － 医療機関など

本人確認の手法（犯罪収益移転防止法）

■ ①対面

- 提示法 など

■ ②非対面

- eKYC（撮影型）
- 公的個人認証
- 受理 + 送付法 + a
- 特定事項伝達型 など

本人確認の脆弱性

- 免許証、パスポート等の偽造が横行 → 「全く他人の身分を奪う」ことができるとPR
- 対面で本人確認をしてすら、役所も、司法書士も、騙される偽造技術
- フィッシング等で免許証等の情報を取得。AIで偽造画像・偽造動画等を生成。

運転免許証・保険証・卒業証明書偽造。

偽造本舗

お問い合わせのメールアドレスはこちら

info@gizoya.com

受付時間 10:00~20:00[年中無休]

どんなものでも偽造します
偽造免許・偽造保健証・偽造書類作成

返金保証

即日対応

品質第一

手渡対応

業界最大手の偽造本舗ならではの技術と実績により
Google検索ランキング1位を獲得。

月間納品数**70件**以上

偽造業者が偽造する書類

- ・ 免許証
- ・ 在留カード
- ・ パスポート
- ・ 住民票
- ・ マイナンバーカード
- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 印鑑・学生証
- ・ 源泉徴収票
- ・ 権利証
- ・ 卒業証明書

本人確認の手法（対面）

- 本人確認書類を偽造されてしまう。

見るだけでは見抜けず。



国民を詐欺から守るための総合対策

政府は、2024年6月ICチップ読み取りの義務付けの方針を公表（犯収法等の改正の方針）。



デジタル庁は、マイナカード本人確認アプリを発行

マイナカードのICチップの真正性及びその内部の情報を確認することにより、安全な本人確認を実現

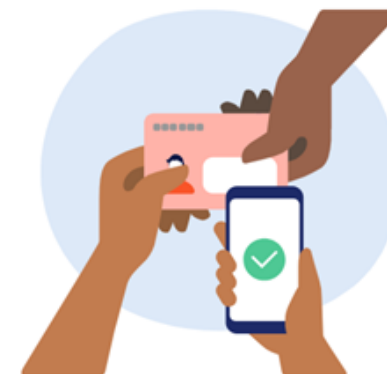
マイナンバーカード対面確認アプリ

店舗や窓口での 本人確認を確実に

マイナンバーカード対面確認アプリは、事業者や自治体のスタッフが、顧客や住民の本人情報の確認を確実にを行うためのアプリです。



アプリをダウンロード



出典：デジタル庁HP

本人確認の手法（非対面 – eKYC [撮影型]）

- 免許証等の本人確認書類の写真を撮影、本人の顔等を撮影。これを照合。



- 本人確認書類については、犯罪組織が、精巧な偽造を作っており、犯罪対策措置を突破されつつある。
- 本人の顔写真等については、AIの活用等により、精巧な偽造写真を作られており、犯罪対策を突破されつつある。



なりすましを効果的に止められない。（携帯電話SMSを用いた二要素認証も犯罪者はSIMスワップ等で突破。）



政府は、eKYC（撮影型）については、廃止の方針を明確に打ち出している。

本人確認の手法（非対面 特定事項伝達型）

- 郵便局や、宅配業者が、金融機関等の代わりに本人確認を実施。氏名、住所等を、金融機関等に伝達。

問題点：

- ① 偽造本人確認書類を目視だけでは見抜けない。
- ② 本人確認書類の情報（顔写真等）の金融機関等への引渡しが法律上、求められていない。



- ①との関係では、マイナカード・免許証等のICチップの確認を義務付ける方向性。
- ②については、方向性が出されておらず、公的個人認証より、リスク高。

本人確認の手法（非対面 公的個人認証 – マイナカード ICチップ）

- マイナンバーカードの中のICチップを用いて、本人確認。

問題点：

- ① マイナカードを有する者が70%を超えたものの、普及が十分でない。
 - ② マイナカードの暗証番号を失念すると手続きが煩雑な場合がある。
- ※ プライバシー等を理由に、マイナンバーカードの推進の施策に反対する意見。

政府の方針 – 公的個人認証への一本化の方針

- ①については、一本化により普及が進むであろうことは自明。
 - ②については、運用の改善が有用。
- ※ プライバシーの推進については、一定程度配慮されたシステム設計。

本人確認の手法（非対面 公的個人認証 – マイナカード スマホ搭載）

- マイナンバーカードの情報をスマホのチップに搭載して、当該チップを確認することで、本人確認。

問題点：

マイナカード型の問題点にプラスして、

マイナカードとスマホのどちらかを第三者に渡してしまう手口が生じることが懸念されている。

政府の方針 — 公的個人認証への一本化 —

- 政府は、金融機関、携帯会社等による本人確認を、**公的個人認証**に限定する方針。マイナンバーカードの「ICチップ」と暗証番号で、同一性を確認。
- ICチップは、偽造しにくい。もっとも、生活困窮者等の弱みにつけこみ、マイナンバーカードを担保に取るような悪徳業者も存在。
- 公的個人認証 + 動画による認証とするか？（AIで動画を作るサービスもあり、いたちごっこ。）

マイナンバーカードを使いたくないという方

- マイナンバーカードを活用したくない方について、政府も、金融機関等も、本人確認をしっかりとできないということ。



- **鍵のない金庫のようなもの。**フィッシング等により、本人確認書類等を偽造されて、住民票を取られたり、金融機関等口座をのっとられても、仕方がないような状況。**自己のプライバシーを逆に守れない結果。**
- マイナンバーカードを作らない方については、預金者保護法の対象外とするような施策もありうるか。
- 当然、金融機関等としても、ハイリスクの要素として扱うことになり、預金等の取引ができなくなったり、制限されたりすることもありうると思われる。

参考事例：L社による本人確認を通じた住民票の交付の事案 ⇒ 否定されたが、本人確認の厳しさが低い方法での本人確認を認めた場合、第三者（例：DVされた妻の旦那）に住民票を見られて場所をつきとめられてしまったりといったリスク。（旦那は、通常、妻の免許証等の写しのデータ等は持っていることが多いのではないか。）

犯罪対策のための公的個人認証の推進の必要性

犯罪対策のためには、公的個人認証の推進は不可避の
ように思われる。

そして、公的個人認証を支えるマイナンバーカードにつ
いても、政府は推進を進めている。

殺人、詐欺、脱税等をしている犯罪組織と
戦うために必要な施策と考えられる。

■ 公的個人認証に係る電子証明書

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
証明書情報	基本4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）、シリアル番号、有効期限等が記録される	基本4情報は記録されないが、シリアル番号、有効期限等が記録される
発行対象	マイナンバーカードを取得するうち、15歳以上の方に発行される	マイナンバーカードを取得する全ての方に発行される
電子証明書の失効	基本4情報の変更があった場合には失効する	基本4情報の変更等があっても失効しない
暗証番号	6～16桁の英数字	4桁の数字
利用シーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請（e-Tax等） ・ 民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン ・ 民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログイン ・ コンビニ交付サービス利用

出典：[Trust Dock社HP](#)より

公的個人認証の推進と課題

- マイナンバーカードの普及 → 7割を超え、今後も、保険証、免許証等の一体化や、銀行による本人確認の公的個人認証への一本化が進めば、自然と普及率は増えるはず。
- 読み取り端末の不足 → 携帯電話での読取りも可能になり、問題はかなりの部分、解消。
- 暗証番号を忘れて間違えると機能が停止し、市役所等において、再設定が必要。→ 6桁の番号は忘れても、4桁の番号を覚えていれば、コンビニで、再設定可能（痴ほうの方などはどうするのか）インドのように、虹彩、指紋の情報をマイナンバーカードに搭載するか。虹彩認証、指紋認証を用い、パスワードを不要とする設定も可能とすべきか。
- 英語の情報がない（海外の金融機関等から翻訳を求められ、役所のアポスティーユを求められたりするなど、煩雑）
- ミドルネームの記載の仕方が、ばらばら。→ ミドルネームにどう対応するかについてのルールが必要なのではないか。
- 名寄せの問題 → シリアル番号により、一定の名寄せは可能か。
- 公的個人認証を通じて得られる顔写真が白黒。画像小さい。
- 災害等の際のシステムダウン → 地震等の際に、犯収法等の特別措置が認められるのが通例。
- 項目の柔軟性がない。法人の代表者たる立場についての電子証明をどうするか。

第2 犯罪対策とマイナンバー — 名寄せをせずに犯罪対策できるのか —

本人の特定ができなければ

本人の特定(犯罪者との同一性の確認を含む。)ができなければ、検察官も、被害者も、起訴もできないし、財産の保全も執行もできない。金融機関等は、財産の凍結措置も講ずることができない。

犯罪者の特定の方法 一氏名・住所・生年月日一

犯罪者は特定されたくない。逮捕されたくない。
犯罪者は自己の財産を差し押さえられたくない。



名前を変える。（養子縁組等で簡単に変更可能。）

住所を変える。（引っ越し等）

住所を隠す。（法人代表者について住所の秘匿措置等〔富豪家族の誘拐も〕）



被害者側（又はその弁護士）が、犯罪者を特定するためには、

①氏名、②住所、③生年月日で特定をするのが一般的であるが、

①と②は、簡単に変わることができてしまう。



捜査当局・税務当局、金融機関、被害者として、どう特定するか？

本人の特定方法として住所がよいのか

従前は、氏名、住所、生年月日で、特定をしてきた。

しかし、氏名や、住所は、変えることができる。

生年月日と同じ者など、多数いて、特定に役立たない。

また、法人の代表者の住所等については、富豪の場合、誘拐につながる、あるいは、DV等につながる可能性があるなどとして、登記等での公表措置をひかえる方向性。



住所よりは、マイナンバー等の背番号で特定をした方がまだプライバシーの侵害の程度が低いという考え方もありうる。

税務、医療、社会保障、犯罪捜査等

このように、名寄せの必要があることから、

- ① 税務
- ② 医療
- ③ 社会保障
- ④ 捜査当局による犯罪捜査、金融機関等による疑わしい取引の届出

などの目的のためにマイナンバーの活用が認められている。

ただし、金融機関等による取引時確認は、目的にあがっていない。

代替手段(シリアル番号等)を通じた名寄せ

- 名寄せされない権利を主張する者がいるが、そもそも、中崎 隆（なかさき りゅう）というような名前は、日本で、私、一人ではないかと思う。私のような者は、名前だけで、一意に特定されてしまう訳であり、名寄せされない権利などというものは有していない。
- この中崎 隆という名前のように、一意に特定される名前の場合、犯罪を犯せば、隠せず、自分と特定されてしまう。隠し事はできない。もっとも、悪いことをしなければ済む話。
- 例えば、知人で、よくある名前の方がいるが、その方は、犯罪者と同姓同名のため、外国銀行送金の度によく電話がかかってきたり、送金が止められてしまって送金できなかつたりと不都合な模様。
- 名前等で同一性の確認をしようとする場合、このように、他人と間違えられてしまうことにより不利益を受ける場合がある。他のハイリスクな方と間違えられれば、自分が不都合を受ける。
- 犯罪対策をするためには、取引基盤／トラスト基盤が大事。その際、人の同一性を間違えないというのは、基本中の基本。サッカーでも、間違った選手にイエローカードを出せば大変。刑事裁判でも、間違った人に有罪判決を出せば大変。ネット等の取引プラットフォームでも、銀行でも、犯罪行為を行った者のアカウント凍結は基本中の基本であるが、間違っっては大変。
- マイナンバーを犯罪対策のための名寄せに使えない場合、何で名寄せをするのか。

シリアル番号を通じた名寄せへの懸念の声

- 例えば、以下のような声

個人データが本人の知らないところで必要以上にひもづけられる「名寄せ」に使われると、プライバシー侵害につながるおそれがある



- 中崎隆のようなめずらしい名前の者が享受できない権利（名寄せされない権利）が保護に値するのか。めずらしい名前の者が享受できないプライバシー保護措置に依存するようなプライバシー保護の在り方で実効性があるのか。
- プライバシーは、違う方法で保護されれば足りるのではないか。その方が、より公平なのではないか。
- 犯罪を行った者などをハイリスク顧客と扱うのは、世界のグローバルスタンダード。悪いことをした犯罪者等の情報を金融機関等で共有し、口座の凍結を速やかに行うこと等は、犯罪組織から資金を取り返し、被害者を救済するためにも、マストの対応。
→ 名寄せができなければ、間違っただ方の口座が凍結されてしまうか、あるいは、口座凍結ができず、犯罪組織が高笑いとなり、被害者が救済されない結果。

シリアル番号名寄せへの批判への再批判

まずマイナンバーの利用がこれほど厳密に制約されるのは三つの特性

- 悉皆性（全国民に付いている）
- 唯一無二性（一人に必ず一つ）
- 永続性（一生涯変わらない）

のためです。このような特性を持ったIDは滅多にありません。大変強いプライバシーインパクトを持っています。では、シリアル番号はどうでしょう。シリアル番号が備えている特性は実は

- 唯一無二性

だけです。

ということで、相応にプライバシーインパクトのあるIDなんだからちゃんと考えましょうねという話です。はい、マイナンバーとは無関係です。

<https://note.com/akhysh/n/n9107fb685d80>

（ヨシモト アキヒロ氏）

マイナンバーと犯罪対策

- マイナンバーは、捜査のために用いることができる。捜査照会のためにも、用いることができると解される。ただし、捜査照会書（紙）に書いて伝達して果たしてよいのか。
- 口座の凍結要請をする際に、マイナンバーを用いて、警察が口座の凍結要請をできるのか。（例：鈴木一郎氏、マイナンバー〇〇の口座をすべて凍結して欲しい。）
- 疑わしい取引の届出に、マイナンバーを記載できるのか。 → できる。追加調査（規則27条1項1号八）のためにも使うことができると解するのが自然。もっとも、本人確認（犯収法4条）のために使うことができるとは記載されていない。政令改正をして、本人確認も含めることも考えられる。
- 他の金融機関との情報共有でマイナンバーを記載できるのか。 → できない。（本当にそれでよいのか。）

ISO 20022と犯罪対策

- 多数の振込め詐欺等が発生している。
- 銀行送金では、ISO 20022という国際仕様が定められているが、FATFの勧告16なども受け、一定の事項について、送金電文に含めることとされている。
- 送金人、受取人の氏名等や、送金人の国民識別番号も含まれている。ところが、日本のマイナンバーは、このような用途に使用できない。
- 振込め詐欺等の未然防止、捜査の双方の観点から、大きな問題。
- グローバルスタンダードに遅れている状況。
- マイナンバーを記載できないのであれば、シリアル番号を記載するのか。どうするのか。犯罪対策に遅れた国というままでよいのか。

日本の旧来の制度の限界

- ハンコ文化の限界
- 紙の証明書の限界、顔写真のない証明書の限界
- 従来型の本人確認・本人認証の限界
- プライバシー偏重 → 取引相手等の犯罪歴・信用・財産の調査困難



民間にとっても、官にとっても、しっかりとしたID制度と、本人確認等が大事。

取引基盤を安定させる必要

しっかりとしたIDとトラストの確保の必要性

- 政府のシステムが脆弱であると、取引が安心して行えない。



- 日本の未来のために各種システムを安定させる必要

第3 海外の動向

犯罪対策とFATF

犯罪組織、テロ組織等が世界的に暗躍。



世界の各国が協力して対応する必要。



世界的に協力して犯罪等に対応する組織を設置。
(平成元年、Financial Action Task Force (FATF)の設置。)



犯罪等の対応のために各国で実施すべき措置について合意。
(平成2年「FATF勧告」を発出。その後、数次にわたり改定)



各国法（日本の犯収法など）等を通じて、FATF勧告を履践。

FATF勧告の考え方

犯罪組織が犯罪を行う動機の大部分は違法な収益を得ること



政府が犯罪収益を剥奪（没収・追徴）することで、犯罪が割にあわない（Crime does not pay）と犯罪組織に示し、犯罪を抑制しよう。



剥奪するためには、犯罪収益等を政府が見つける必要。



- ①**犯罪収益の仮装・隠匿・移転・保管等をマネロンとして犯罪化。**
- ②**金融機関・宅建業者等をゲートキーパーとし、本人確認や、疑わしい取引の届出義務等を課す。**

FATF勧告における勧告（主要なもの）

- マネーロンダリングの禁止 勧告 3
- 顧客調査措置（CDD）の義務 勧告 1 0
- 顧客調査・取引に係る記録の保存義務 勧告 1 1
- 内部管理体制の整備義務 勧告 1 8
- 疑わしい取引の届出義務ト 勧告 2 0
- トラベルルール 勧告 1 6
- リスクベースアプローチに基づく措置義務 勧告 1

勧告10 顧客調査 (CDD)

口座開設時などに、顧客調査措置 (customer due diligence) を義務付け。

(a) 顧客の本人確認

本人特定事項を特定 (identifying the customer) し、信頼できる独立の書面データ、情報源により顧客の本人特定事項を確認 (verifying the identity of the customer) すること。

(b) 実質的支配者の本人確認

法人及び法的取極の場合は、実質的支配者を特定し、合理的な方法により確認すること。これには、顧客の保有構造／支配構造の理解が含まれる。

(c) 取引目的等の調査と取引関係に係るリスクの評価

取引関係の目的及び想定された性質 (intended nature) に係る情報を必要に応じて取得し、これらに係るリスクを評価すること。

(d) 継続的な顧客調査

継続的な顧客調査措置を講じ、継続的な取引が金融機関の有する顧客に係る事業、リスクプロファイル及び資金源と整合しているかを精査すること。

勸告10 取引拒絶・解消義務

顧客調査義務を履践できない場合の取引拒絶・解消義務

金融機関が顧客調査義務を遵守できない場合、金融機関は、取引を行わないこと、又はビジネス関係を解消することを義務付けられるべきであり、かつ、当該顧客に関して疑わしい取引の届出を行うことの検討を義務付けられるべきである。

対日相互審査の概要で示された主な指摘

全体面： ML・TF・PF対策の実効性が十分でなく、十分に機能していない

○政府／特定事業者において、専門家等の一部を除き、理解が不十分

○リスクベースアプローチが不十分

○継続的な顧客管理等が不十分

○疑わしい取引の届出の精度が低い

○罰金や没収等が件数が少ない、複雑・多額な案件等にまで至っていない

○捜査機関は、暴力団等の訴追対象に着目をしているが、資金の流れに対する着目や、没収・資産凍結等に向けての意識が十分でない

FATFデジタルIDガイダンス

- デジタル ID システムを活用する場合には、デジタル ID システムのアシュアランスのレベルを理解した上で、リスクに応じた信頼性、独立性が確保されているかを確認する必要がある。

Question 1 **政府が認めるシステムか**

Question 2 **システムの信頼性についてアシュアランスはあるか。**

Question 3 **AML/CFTとの関係でも、アシュアランス
・ レベルが確保されているか。**

FATFガイドンス 情報共有と民間セクター

- 民間での情報共有を強く推進。
- 例えば、犯罪組織が、多数の金融機関に資金を分けてマネロンをするというような場合、被害者が振り込んだ口座の名義人が、他の金融機関にも、口座を作っていることが少なくない。しかし、犯罪者の氏名等の共有と名寄せができなければ、凍結ができない。
- 情報共有・名寄せができなければ、結局は、被害者が救済されない。プライバシーと名寄せがハードル。

FATF 「DIGITAL TRANSFORMATION OF AML/CFT FOR OPERATIONAL AGENCIES」

- 捜査機関等の、政府側におけるAI等の活用を強く推奨。

欧州 EIDASの改正

- 欧州各国でのデジタルIDの導入の義務付け。
- 2030年までに利用率8割超を目指す。

犯罪対策、経済政策としてのデジタルIDの推進

海外のID制度

シンガポール Singpass

インド 国民ID（虹彩認証と指紋認証）

中国 公民身分番号



第4 今後に向けて

個人的な危機意識

- 特に、犯罪対策、司法の分野で、デジタル対策が遅れているのではないか。
- シンガポール、インド等の方が、本人確認の制度が整備されており、今後、伸びると予想。
- 日本は、プライバシー等の保護のためとって、犯罪歴も見れない。
- 裁判のIT化等といっても、閲覧制限部分などは紙。沖縄の裁判所等に行かないと見れない。
- プライバシー等を重視し、マイナンバー制度の推進に反対する意見も。(犯罪組織とどのように戦うのか。ハッキング、プライバシー侵害等で蹂躪される結果を招かないか。)
- 犯罪組織の財産の名寄せは困難で、Discovery制度もなく、犯罪組織の財産を見つけることは、警察にも、被害者にも困難で、結局は、泣き寝入りが多発。
- プライバシー等を重視する必要があるものの日本の従来型のアプローチが正しいのか？
- (プライバシー侵害をする)犯罪組織と強く戦えていない国、日本。

日本が、犯罪組織に蹂躪されたままでよいのか？

未来に向けて

- 政府としてしっかりとした本人確認基盤が重要
 - 公的個人認証制度を通じた本人確認が幅広く活用される必要
 - 民間では、継続的顧客調査が従来以上に課題に → 公的個人認証の活用の推進
 - 他国のシステムとの将来的な相互接続等を想定し、**英語やミドルネーム**にも対応すべきか
 - デジタル化をさらに推進（対面でも、マイナンバーカードを通じた公的個人認証？）
 - 情報共有・システム連携をさらに推進
 - データ等の信用性を確保するためのトラスト業者がより重要に。（産業促進、法制度の整備が課題か。）
- デジタル庁の施策は、素敵なものが多く、さらに推進していくことが有用。

過去の学会発表等での個人的な提言については、以下で公表

<https://nakasaki-law.com/FATF>

※ 留保： 本発表は、個人としての見解であり、私の所属する組織の見解ではありません。